

EU 関税制度関連法 免税システム 詳細

(1) 適用法令

共同体関税免除制度を規定する 2009 年 11 月 16 日付理事会規則 (EC) No 1186/2009 (2009 年 12 月 10 日付官報 L324 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R1186>

(2) 概要

EU 域内に輸入および輸出される物品について、基本的に全ての物品に関税が賦課されるが、特定の状況においてこの関税が免除される場合がある。理事会規則 (EC) No 1186/2009 は、輸入関税または輸出関税の免除が認められるための諸条件を規定している。

以下の物品に対しては、輸入関税の免除が認められる。

- ・ 第三国から EU 域内へ通常の住居を移す者の個人資産。この場合の免除は、住居を移す前に最低 6 カ月間所持あるいは使用した該当品を対象に、第三国に少なくとも連続して 12 カ月間居住していた者にのみ認められる。ただしアルコール類、煙草、および事業活動上ないし職業活動上使用される特定品目は除外される。
- ・ 婚姻のための花嫁道具・家財道具および贈答品。ただし贈答品は一点につき 1,000 ユーロ以下。この場合の免除は、第三国に少なくとも連続して 12 カ月間居住していた者で婚姻証明が提出できる者にのみ認められる。免除対象となる物品は婚姻 2 カ月前から婚姻後 4 カ月以内に輸入された物に限られる。ただしアルコール類、煙草は除外される。
- ・ EU 域内の居住者が相続する個人資産。ただし、アルコール製品、煙草、商用車、事業活動上ないし職業活動上使用される特定品目、原料および完成品あるいは半完成品の在庫、家族の生活必要量を超える農産物は除く。
- ・ EU 域内への留学生の衣服、勉強道具および家具。
- ・ 価額が 150 ユーロ以下の積送品。ただし、アルコール類、煙草、香水、オードトワレを除く。
- ・ 第三国の個人が EU 域内の個人へ送る非商業目的の小型積送品で価額が 45 ユーロ以下のもの。アルコール類、煙草、香水、オードトワレについては、欧州規則により上限量が定められている。

- ・ 第三国で事業を停止した企業に属する資本財その他の設備で、EU 域内に拠点を移し同様の事業を行うために移送されたもの。当該物品が、事業停止前に当該企業によって、同一目的のために連続 12 カ月間以上使用されたこと、移送後に同一目的のために使用されること、事業の性質や規模に適するものであることが条件。域内企業との合併または域内企業による吸収のために当該資産を移送する企業には、この免税は適用されない。
- ・ 加盟国の国籍を有する者が、EU に隣接する第三国に存在する所有地から獲得した農業、牧畜、養蜂、園芸、林業による生産物。
- ・ EU に隣接する第三国の農業従事者が、EU 域内で使用するための、種子、肥料、土壤改良剤など。
- ・ 第三国からの旅行者の荷物の中の物品で、商業目的ではないもの。アルコール類、煙草の上限量やその他物品の免除の上限額などの詳細については、第三国からの旅行者に対する付加価値税（VAT）および物品税の免除を規定した別途指令に従う。
- ・ 当規則付属書 I および II のリストに記載される教育、学術、文化的資材、科学的機器および器具。付属書 II に規定された物品については一定の条件を満たすもの。
- ・ 実験用動物および研究用の生物学的または化学的物質（これらのリストは、実施規則 80/2012 で規定されている）。
- ・ 人体から製造する治療用物質、および血液型並びに皮膚タイプ判別用試薬。
- ・ 医学研究、診断および治療用機器。
- ・ 医薬品の品質管理のための参考物質。
- ・ 国際スポーツ・イベントのための医薬品。
- ・ 慈善・博愛団体のための物品：視覚障害者およびその他の障害者、災害被害者のための物品。
- ・ 第三国から受領する名誉装飾物および賞品、外交関係の一環で受領する贈答品、国家元首や首相への贈答品あるいは公式訪問の際に使用される物品。
- ・ EU 域内での販売促進（見本市などで使用する製品など含む）、検査、分析、商品テストなどの目的で輸入される物品。
- ・ 知的財産権の管轄機関への商標、意匠、特許申請などにかかる提出書類等、観光資料（無料配布であることなど、同規則 103 条の条件に従うものとする）、その他の資料および品目（同規則 104 条）。

以下の製品に対しては、輸出関税の免除が認められる。

- ・ 価額が 10 ユーロ以下の、第三国への積送品。
- ・ EU 域内から第三国への農業活動拠点の移動に際しての、家畜の輸出。
- ・ EU 域内に所在する所有地から農業従事者が収穫した作物の輸出。

- ・ 第三国に所在する所有地で使用するために、農業従事者が輸出する種子。
- ・ 輸出される動物の移送中の飼料・飼葉。

付属書Ⅰ～Ⅳは、教育、学術、文化的性質を有する物品で免税の対象となるもののリストである。対象品の条件は、以下の通り。

付属書Ⅰで挙げられる物品：用途や荷受人を問わない

付属書Ⅱで挙げられる物品：目的や用法など一定の条件あり

付属書Ⅲで挙げられる物品：視覚障害者用

付属書Ⅳで挙げられる物品：視覚障害者用で目的や用法など一定の条件あり

それぞれ対象とする物品について詳細は、規則本文を参照されたい。